

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

新しい価値創造のための PWS 活性化業務

#### (2) 業務の目的

叡啓大学（以下「本学」という。）は、社会を俯瞰する視野を持ち、他者との協働のもと、文理の枠を越えた知識やスキルを組み合わせることで課題の解決を図り、新たな価値を創り出すことのできる人材の育成と、教職員や学生の研究や社会貢献活動などを通して社会の仕組み（ソーシャルシステム）をデザインし、より良い未来の実現を目指している。

この実現に向けては、本学は、地域・企業等の課題解決に資するプロジェクトや学生主体の社会課題解決型プロジェクトの推進など、多様な主体との連携を強化し、新たな社会の価値創造を促進することが求められる。

このことを踏まえ、本学 1 階に設置されたプロジェクトワークスペース（以下「PWS」という。）が、「新たな社会価値の共創の＜場＞」をコンセプトに、叡啓大学実践教育プラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）会員をはじめとする地域・企業等、本学学生及び教職員が交流することで、新しい社会の価値を創造するコミュニティスペースとなることを目指している。

本業務では、地域・企業等、本学学生及び教職員それぞれのニーズや関心に応じた PWS の利用を促進する。また、PWS が「交流の場」として機能を果たすための地域・企業等、本学学生及び教職員の間で対話や繋がりを生む仕掛け及び交流づくりを実施する。加えて、これらの取組から得られた地域・企業等のニーズや学生の関心等を蓄積・可視化し、今後の連携や教育活動に活かすような仕組みを検討し、実行するものである。

#### (3) 業務内容

別紙「新しい価値創造のための PWS 活性化業務仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### (5) 予算額

5,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 注意事項

#### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時

#### (2) 仕様書等に関する質問書提出期限

令和 7 年 7 月 18 日（金）正午

#### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和 7 年 7 月 22 日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

#### (4) 提案書提出場所及び期限

##### ① 提案書提出場所

広島県公立大学法人叡啓大学教育企画課（叡啓大学 2 階）

##### ② 提案書提出期限

令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション

- ① 開催日時 令和7年7月25日(金)10時開始予定
- ② 開催方法 対面、オンライン(詳細は別途通知する)
- ③ 出席者 参加資格を有している事業者とし、入室は3名までとする。
- ④ 内容 企画提案者によるプレゼンテーション  
1 提案者当たりの説明時間は25分以内とし、質疑応答5分とする。(予定)
- ⑤ その他 参加者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)**【別記様式第1号】**について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。  
・企業・団体の概要及び業務実績表**【別記様式第2号】**
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等の提出は、持参、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。)又は電子メールによる。

(7) 仕様書等について

- ① 仕様書等に関する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に関する質問書提出期限」までに、仕様書等に関する質問書**【別記様式第4号】**を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話等でも受け付け、口頭により回答する。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県公立大学法人叡啓大学教育企画課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和7年7月30日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年7月31日(木)までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望し、本学が必要と認めるときは、概算払いを認めることとし、詳細は別途協議するものとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とする。

(13) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、辞退届【別記様式第5号】を提出するものとし、辞退届の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。
- ② 提出された提案書は、辞退届を提出した場合も含め、返却しない。
- ③ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

広島県の公募型プロポーザル事務処理要領に準じて執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者と選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、本法人の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県公立大学法人会計規程及び広島県公立大学法人契約事務取扱規程に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

### 4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 様式

(別記様式第1号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

(別記様式第2号) 企業・団体の概要及び業務実績表

(別記様式第3号) 電子データの保存等に関する申出書

(別記様式第4号) 仕様書等に関する質問書

(別記様式第5号) 辞退届

(3) 契約書(案)

(4) 仕様書

(5) 企画提案書作成要領

(6) 評価基準

**【問い合わせ先】**

広島県公立大学法人叡啓大学教育企画課

担 当 : 石橋、堀内

電 話 : 082-225-6312 (直通)

メールアドレス : academic-planning@eikei.ac.jp